

Citizens Network Against National ID Numbers(CNN)

CNNニュース



国民背番号問題検討市民ネットワーク(CNN)

プライバシー・インターナショナル・ジャパン(PIJ)

小

溯政権は、昨年一月に自由党と、そして十月には公明党と、それぞれ連立を組んだ。この自公連立は、幸か不幸か半年で破綻した。

しかし、この連立政権は、ガイドライン関連法、国旗・国歌法、通信傍受法、さらには住基法改正法と、問題法案を次々と成立させた。

なかでも、住基法改正法は、国民一人ひとりに十ケタ(自治省は十一桁化を示唆)の背番号カードをつけ、ICカードを持たせ、国民の幅広いプライバシーを、役所がコンピュータを使って監視することを可能にするものである。国民、野党の強い反対にもかかわらず、強行採決されたものであることは、いまだ記憶に新しい。

「総背番号制の父」となった小淵氏本人は、十ケタの入れ墨のないままで済むのかもしれない。しかし、このままでは、私たち国民は確実に、彼の絵負の遺産芥を引き継がなければならなくなる。やはり、「総背番号制、こんなものは絶対にいらぬ。」

また、国会でも問題になったように、住

来る総選挙で 総背番号制の 廃止を勝ち取るう

—— 自自公の絵負の遺産芥払拭のときがきた

基法改正法は、国民、マスコミ、議員のほとんどが、法案内容を誤解していた状況で成立した。つまり、住基ネットワークに流通する情報は、当初説かれていた背番号カード、プラス四情報(住所・氏名・生年月日・性別)だけではなかった。住民票の広域交付では九情報、また転出・転入手続きでは、戸籍や健康保険情報などを含む十三情報であったのである。



昨年十一月十一日の衆議院地方行政委員会において、河村たかし議員の質問に対して、保利自治大臣(当時)はネットに流通する情報は、プラス四情報だけである、と二度答弁している(詳しくはCNNニュースNo.21)。

しかし、事実は、やはりプラス四情報だけではなかった。この改正法に賛成した自公の議員はもちろんのこと、法案作りを

した自治省も、その責任が問われていずこのような誤解に基づき成立した改正法は即刻廃止されるべきである。

こうした経緯を踏まえ、また国民の自と尊厳を守る立場から、民主党は、すでに「改正住基法廃止法案(住民基本台帳法の部を改正する法律の廃止等に関する法案)」を国会に提出している。現在の与野の力学から、この廃止法案は審議に入れないままになっている。

新世紀を、自自公の絵負の遺産で暗いものにしたためにも、民主党を始めとした野党は、来る総選挙を「背番号カードとカードの廃止で戦い、勝利しなければならぬ」PIJも、選挙民の投票行動に訴え、コードとカード導入プランの廃止案の成立に向けて粘り強く運動を開いていく。

二〇〇〇年四月七日

PIJ代表 石村耕治

主な記事

- ・ 個人情報「中間報告」に対する意見
- ・ 韓国指紋捺捺制度違憲訴訟が示唆するもの
- ・ どう変わる、新世紀の納税環境と税制
- ・ 住民票コードの納税者番号への転用は違法

政府 個人情報保護検討部会 御中

「我が国における個人情報保護システムの在り方について（中間報告）」に対する意見

二〇〇〇年一月十一日提出

プライバシー・インターナショナル・ジャパン（PIJ）代表 石村 耕治

政府の高度情報通信社会推進本部個人情報保護検討部会（座長 堀部政男 中央大学法学部教授）が、昨年（一九九九年）十一月十九日、『我が国における個人情報保護システムの在り方について（中間報告）』を発表した。

しかし、CNNニュース21号で報告したように、この中間報告は、個人情報保護と名ばかりで、実は個人情報保護利用者保護のための提言にほかならない、という内容であった。

PIJはさらにその内容を検討し、「中間報告」発表までの経緯から、各項目に至るまで全般的に意見を発表し、同検討部会に意見書を送付することを決定した。

以下に意見書の内容を報告する。

「我が国における個人情報保護システムの在り方について（中間報告）」に対する意見

一九九九年十一月十九日に発表された「我が国における個人情報保護システムの在り方について（中間報告）」（以下「中間報告」）に対して、次のとおり意見を述べます。

1 審議のあり方
（意見）
・各業界や省庁の利害調整を行うのではなく、真に国民の個人情報保護

利として守る姿勢で審議をしていた
だきたい。

（理由）

「中間報告」作成までの審議過程について、インターネット等で公表されている一連の討論を点検しました。このなかでは、国民の個人情報保護を権利として保護しようというよりも、むしろ各業界や省庁の利害を調整することに主眼がおかれているように思います。

この個人情報保護検討部会が誰のために組織され、何を検討しようとしているのか、国民には、はっきりしたポリシーが見えてきません。この部会の目指す個人情報保護という

原点に立った審議をするように望みます。

2 住民基本台帳法が改正された
経緯を踏まえた検討の必要性

（意見）

住民基本台帳法改正を踏まえ、十分な検討をしていただきたい。

（理由）

・今回の検討部会の設置および審議の開始は、全国民に十桁（十一桁自治省による実質的な法再改正）住民票コード（国民背番号・共通号）をつけ、住民基本台帳カード（国民登録カード）を持たせ、国民の幅広いプライバシーを役所が理する仕組みの導入を図ることをらいとされた住民基本台帳法改正が機となつてはならずであります。

この仕組みの導入は、国民のプライバシー権に対する大きな脅威となるものであり、これに充分に対応できる個人情報保護の法的システム構築が検討部会に課された第一の題のはずであります。

しかし、「中間報告」に公表された内容からみて、全くこの仕組みにえ得るような制度が検討されていないように思われません。

・共通番号を導入している国々では

個人情報保護「中間報告」に対するPIJ意見

データ照合（データ・マッチング）規制法を制定し、共通番号の利用からくる個人情報の濫用規制策を講じています。先進諸国においては、個人情報保護の法体系の中にデータ照合の法的規制を盛り込むことは、常識のように思われます。今後の検討部会では、時間をかけてもデータ照合の効果的規制のための法的素案の優先的な検討を切に望みます。

・改正住民基本台帳法では、全国自治体の共管組織として指定情報処理機関の設置を規定しています。この機関に対しては自治体の個人情報保護条例も、国の個人情報保護法も適用されません。こうした機関は、国民の住民票コードおよび四基本情報等を保有し、かつ国の機関等に提供することになっていいることから、基本法などの適用を慎重に検討していただきたい。

3 問われる個人情報保護の理念

（意見）

個人情報の保護は、自由と個人の尊厳が重んじられるという視点に立つて、人権として構成されるべきであります。

（理由）

・アメリカの連邦プライバシー法で

は、「プライバシーの権利はアメリカ憲法により保護される基本権である。」（2条（a）（4））と明確にうたっています。中間報告で示された基本法においては、少なくとも個人情報保護を権利として認知するように求められます。

にもかかわらず、基本法では、個人情報を人格権の一部をなすものと明確に認知していないのみならず、「豊かな国民生活実現」のための個人情報の利用や流通の必要性を強調しています。個人情報の保護法制に、その利用や流通の必要性をうたう部会感覚はまったく理解に苦しむものであります。

これは、あたかも、労働基本権を保護する法律のなかに、経営者の権利をうたうようなものといえます。一般国民の感覚からすれば、何のために現在の検討を行っているのか、そのポリシーがまったく見えてきません。理念を明確にした上で、それに向かつて真摯な検討が求められます。

4 個人情報に関する権利の制度的認知の必要性

（意見）

個人情報の自己コントロール権を制度として認めるべきであります。

（理由）

・「中間報告」では、自己情報の開示、訂正、苦情の申し立てなど個人情報の「自己コントロール」について、絵権利弁として認知することに、極めて消極的であります。

聞くところによれば、検討部会では法案を二〇〇一年の通常国会に提出するために、国民に新たな権利を付与し、他法令との調整が必要な自己コントロール権の見送りを決めたと聞いています。

しかし、先進諸国のプライバシー保護法制では、自己コントロールを請求権として認めるのが、常識といえます。基本法を制定するというのであれば、少なくともこうした世界の常識に従うことが必要といえます。

5 苦情処理制度のあり方について

（意見）

行政から独立した苦情処理機関の設置が必要不可欠です。

（理由）

・「中間報告」では、苦情申し立てを権利として認めていません。これを権利として認知するのが世界の常識といえます。

また国の行政機関に苦情処理のた

めの第三者的な窓口の設置を考慮ように求めています。しかし、苦役所の窓口で取り扱うのでは、効性のある救済は期待できません。議院内閣制を採るカナダやオーストラリアにあるような、行政から立した議会直属のプライバシーオプスマンの設置をすべきであります。

東京都豊島区西池袋三 一五 一

IBビル一〇F

プライバシー・インター

ナショナル・ジャパン（PIJ）

代表 石村耕治

〒113-0033 東京都豊島区西池袋三 一五 一

政

府の高度情報通信社会推進本部個人情報保護検討部会の「中間報告」の問題点を討論するため、去る二〇〇〇年一月二十八日、衆議院第一議員会館会議室で、個人情報保護市民連絡会の呼びかけによる「個人情報保護に関する検討会」が開催された。当日参加した各団体・個人から発表された意見の一部を簡単に紹介する。

「個人情報保護市民連絡会」は、国民背番号制反対市民連絡会、プライバシーシーアクションおよびPIJのプライバシー関連三市民団体が主催する、絵市民の個人情報保護を考える芥連絡会。

当日は、昨年（九九年）十一月に発表された「中間報告」に対する、各界からの意見発表、今後の運動に関する意見交換などが、活発に行なわれた。

プライバシー・オンブズマン有志は、同オンブズマン有志が独自に提起した「個人情報の保護に関する基本法案要綱」を発表。同「要綱」は、前文、総則、取扱者の責務、個人の

権利、個人情報保護委員会、個人情報保護審査会の五章、全四十五項目からなる本格的なもの。

このような優れて建設的な提案は、個人情報の保護よりも有効利用を強調しているお粗末な「中間報告」に対する痛烈な批判であり、今後のPIJの活動にも大いに参考となるものと思われる。

性質の異なる行政機関と民間機関の保有する個人情報について包括的な基本保護法を作るよりも、問題領域に応じた個別法・個別措置を拡充すべきであるという意見。

医療情報の公開・開示を求める市民の会は、個人情報保護システム構築には、本人情報開示請求権（自己情報コントロール権）の保障が最重

員が出席され、民主党が提出している、「住民基本台帳法改正法廃止法」について、最新の状況を報告していただいた。

限られた時間の中で十分な議論できなかったものの、各市民団体の意見に共通しているのは、「中間報告」の個人情報保護の考え方が界のすう勢を無視した（理解してない）絵役人の作文芥にかならないこと、こ

政府個人情報保護検討部会の「中間報告」では個人情報を護れない

個人情報保護市民連絡会主催「個人情報保護に関わる検討会」の報告

PIJ運営委員 平野信吾

また「中間報告」の示し個人情報保護基本法なるのの成立を許せば、いまま上に個人情報は大きく侵される社会となるのであるとの懸念、であった。

当日参加した者の一人として、今後も、必要に応じてこのような広範な市民集まって個人情報について考える運動の必要性を痛

人権フォーラム21からは、人権に関する法整備と独立した人権救済機関作りが重要であるとの主張がなされた。

情報公開を求める市民運動は、政府検討部会の「中間報告」は包括的規定にこだわるあまり、基本原則が骨抜きになっていると批判。

要であるとの意見を表明。

この他、個人の出席者からも様々な発言があり、さらに、各種団体等が政府個人情報保護検討部会に提出した意見書の中から、日本新聞協会と部落解放同盟の意見書が紹介された。

なお、当日は、多忙な中を、河村たかし衆議院議員と桜井充参議院議

個人情報保護市民連絡会「個人情報保護に関わる検討会」報告

韓国「指紋押なつ制度」違憲訴訟が示唆するもの

韓国「指紋押なつ制度」違憲訴訟 が示唆するもの

PIJ副代表 辻村祥造

一 はじめに

韓国においては住民登録制度と住民登録証の発給（常時携帯）に関してすでに三〇年近い経験があるためか、韓国市民の間でこの制度自体に対する疑問は少ないようである。

「電子住民カード」反対運動

しかし、一九九五年に政府が発表した「電子住民カード」に対しては大きな反対運動が起きた。

「電子住民カード」は当初、「統合電子身分証」の概念で出発しており、スマートカードと呼ばれるプラスチック製の電子カード（ICカード）に、住民登録証、住民登録抄本、運転免許証、医療保険証、国民年金の収録情報を、デジタル方式で書き込むことにより、各種の身分証明書を一つにまとめようとしたものである。

韓国の市民団体をはじめとする世論が、政府による個人情報の一元的

管理に強く反対したことから、政府はこの計画を後退させ、住民登録資料（住民登録証と謄本事項）と印鑑のみを電子カードに収録することに

し、IC機能を残した上で、カードの名称も「住民カード」と改め、一九九七年十一月に法案を通過させた。

全指の指紋デジタル化

その後、一九九九年五月から住民登録証（「住民カード」）の一斉更新の手續ぎが始まり、従来からの登録事項であった顔写真と指紋が、デジタル写真とデジタル指紋として登録されることになった。

この指紋の登録は十指におよぶ。韓国の社会においては、従来からさまざまな場面で指紋の押なつが制度化されていた経緯もあり、わが国ほどその行為に対する抵抗感は少ないように思われてきた。

指紋の電子化反対運動

しかし、新「住民カード」制度のもとでの指紋押なつを拒否し

て、四つの市民団体が中心となり、憲法裁判所に対し、「指紋押なつ違憲訴訟」を提起した。この訴訟は、韓国の住民登録制度自体のまつ問題点を「指紋押なつ」という側面から訴えようとするものである。この訴えに賛同して一斉更新に際して指紋押なつを拒否した人は、七千人にのぼったという。

以下に、「指紋押なつ違憲訴訟」の内容を、要約して紹介する。

二 請求の趣旨

韓国の住民登録法を根拠にして、市民が住民登録証の発給申請書に押なつすることのでつくられる十指の指紋原紙を、警察庁が保管して犯罪捜査目的に活用すること、および警察庁が保管する三千六百万人にのぼる十七歳以上の国民の指紋を、電算情報に変換し、記録、保管する行為は、市民の幸福追求権、人格権、身体自由、無罪推定の原則、自己情報統制権を侵害するため、違憲であることの確認を求める。

「違憲の理由」

(1) 指紋押なつ制度

韓国の指紋押なつ制度は、一九七〇年四月十日に制定された住民登録法施行令第三十三条第二項「別紙三十三号の書式により住民登録証給申請書と住民登録用紙に捺印する」という規定を根拠として導入された。

(2) 指紋押なつ制度自体の違憲性

指紋押なつ行為は屈辱的なものあり、その強要は、憲法上の人間尊厳と価値および幸福追求権条項侵害するものである。指紋押なつ強要は強制採血と同じように、受な目的があり、その手段以外に別手段がなく、不可避である場合に、法律によってのみ可能である。

警察庁が明らかにした十指の指紋を採取する目的は、犯罪者の検挙大型事故などの場合の身元確認を易にするためであるという。しかしこのような目的は、「住民の居住関係を把握」し、「人口の動態を明確に」行政事務の適正な処理」をすることを基本的な目的とする住民登録法目的を明らかに逸脱するものである。またその達成しようとする目的について適切な手段・方法ではなく、最小限の限定されたものでもなく、憲である。

(3) 指紋の警察庁保管および犯罪

査目的に利用する行為の違憲性
十指の指紋を強要すること自体

違憲である以上、本来の目的（住民把握）であろうが別の目的（犯罪捜査）であろうが、その目的が何であれ収集された指紋を使用することは、当然に違憲である。

住民登録法により収集された指紋情報を捜査目的に効率的に活用するために電算化する警察庁の行為は、指紋押なつ制度が違憲であるという点と同じ理由で、国民の人格権と身体を自由を侵害するものである。

警察庁が一年間の総犯罪件数（百五十万件、刑法犯を基準にしても五十万件）のうち、約一千件あまりの未解決犯罪を解決するためだけに、三千六百万人の国民すべてから十指の指紋を採取することは、その目的に符合する合理的で最小限の手段であるとはいえず、過剰禁止の原則に違反している。

本件は違憲訴願対象行為が違憲であるという点を明らかにするために、必ずしも以上のような厳密な論理をたてる必要すらない。

なぜならば、警察庁がすべての国民を捜査対象におき、検索するために活用している指紋押なつ制度と、捺印された指紋の保管行為は、国民が国の主人公であるという憲法の基本精神自体を否定するものであるからである。

国民主権の原理は国家権力構成の土台が国民であり、国家権力の発動に正当性を与える根拠が国民であるという点に立脚している。

国家権力の下部機関に過ぎない警察庁が、国家意思と国家的秩序を最終的、一般的に決定することができるとする憲法上の最高決定者である「有権的市民」（有権者全体）に対し、指紋情報を強制収集し、犯罪捜査に使用する行為は、必ず国民主権の原理を否定するものになるからである。

終わりに

韓国の役人も、電子住民カードという制度を作る際に、「全指の指紋と顔写真をデジタル化」して収集利用する、とは言わなかった。国民に多大な影響を与える制度を法律に明記せず、役人が勝手に作れる「政令」で導入した。日本の自治省の役人も、プラス四情報だけを利用すると言いつつ、政令には多数の個人情報情報を流通させる仕組みをもつけた。

このような役人のごまかしを許せば、次は、わが国も絵指紋のデジタル化が知らぬ間に導入されかねない。

韓国の例は、他人事ではない。今後この違憲訴訟の動きを注視していきたい。

(三)

韓国「指紋押なつ制度」違憲訴訟が示唆するもの

定時総会のご案内

プライバシー・インターナショナル・ジャパン(PIJ)

日頃はPIJの活動にご支援・ご協力を賜り、まことにありがとうございます。PIJの1999年度定時総会を下記の通り開催いたします。会員のみなさまには、万障お繰り合わせの上、ご出席・ご発言いただきますよう、お願い申し上げます。

PIJ代表 石村耕治

日時 2000年5月13日(土)午後1時半から

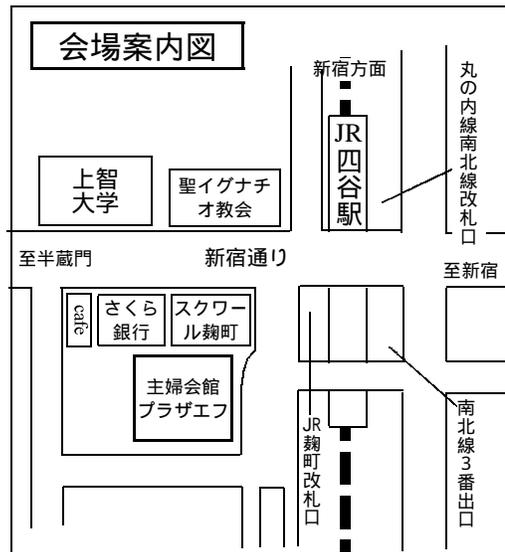
会場 東京四谷 主婦会館プラザエフ 8階
JR中央線・総武線 地下鉄丸の内線・南北線
いずれも四谷駅下車 徒歩2分
東京都千代田区六番町15番地 鷗03(3265)8111

議題 報告事項(事業活動、収支決算、役員選任)
討議事項(事業計画案、収支予算案)

講演 『総選挙で"背番号制廃止"を勝ち取るう』

講師 PIJ代表 石村耕治

お問い合わせは事務局まで。 鷗 / fax03(3985)4590



改正住民基本台帳法成立後の経過

改正住民基本台帳法成立後の経過

—— 背番号制実施に向けて自治省、自治体はどんな作業を進めているか

PIJ運営委員 白石 孝

一九九九年八月に改正住民基本台帳法が成立、同月公布。その後、自治省は二〇〇二年八月の絵背番号制実施に向けて着々と準備を進めている。以下に、「準備」の概要を報告する。

ネットワークの絵基盤整備

一九九九年十月 実施主体とされる「住民基本台帳ネットワークシステム推進協議会」が発足、全都道府県が参加。全国センターである「指定情報処理機関」に財団法人地方自治情報センターのみが申請、指定された。ネットワークの基盤が形成のため指定情報処理機関と全都道府県知事とが委託契約を締結。

二〇〇〇年一月 ネットワークシステムの基本設計の入札を公告（業者選定のうえ、夏頃には全容が明らかとなる予定）。

ネットワークの絵構築作業

財団法人地方自治情報センター（指定情報処理機関）が全国ネットワーク

構築の「システム仕様書」を発表。

二〇〇〇年七月 基本設計の完了

二〇〇一年八月 詳細設計等ソフトウェア開発完了

二〇〇一年一月 都道府県や市区町村段階での実施準備作業を開始（コミュニケーション・サーバーの調達、既存住民基本台帳システム改修など）

二〇〇二年八月 全国で一斉にネットワークシステム（背番号制）稼働。なお、改正法では施行後五年以内の実施とされている住民基本台帳カードについても同時に交付を予定。

ネットワーク接続（個人情報提供（供）のための条例絵改正）

二〇〇二年八月実施に向けて、自治体レベルでの作業も順次予定されている。主な作業は、本人確認情報の提供に關わる条例制定と住民基本台帳カード（ICカード）発行である。

全国ネットワーク接続に際して必要とされている条例は多岐にわたる。

都道府県では改正法第三十条の七から同条の十に關わるものだ。

他の機関への地域内住民の「本人確認情報」の提供を許可する条例（当該都道府県内の市町村長、他の都道府県知事、他の都道府県内の市町村長）、当該都道府県内で「本人確認情報」の提供を許可する条例（知事、知事以外の執行機関）、「本人確認情報」の提供に係る都道府県の審議会の組織及び運営に關し必要な事項、指定情報処理機関が国の機関等から受領する手数料の根拠、など。

市町村条例は改正法第三十条の六及び同条の四十四關連である。

他の市町村長その他の執行機関への本人確認情報の提供、住民基本台帳カードの利用

条例化作業での歯止めの必要

これらの条例化作業は今年後半から来年にかけて本格化すると思われる。その際、野放しの条例化に歯止めをかける論議と具体化が求められる。ちなみに、大阪市や練馬区など自治体独自の条例化あるいは条例運用で無限定的利用に歯止めをかける自治体もあり、自治省のいう絵地方分権社会に於て自治体の独自性を發揮する絶好の機会である。

これからの取り組みについて

以上のように、自治省ペースで二年後の背番号制実施へ向けて準備と既成事実が着々と積み重ねられている。しかし、問題は依然として積んでいる。番号制度の拡張を防ぐためにも、これからの取り組みが「重要」となっていく

第一の課題は、民主党が提出し続審議となつている「廃止法案」成立をめざすことである。これはたる総選挙において背番号制反対の勝利をめざすことを意味する。

次は、納税者番号に「住民基本台帳番号」を使わせない運動である。政府税制調査会の加藤小委員長は本年四月七日の基本問題小委員会において「インターネットによる電商取引の普及で、（納税者番号）導入の必要性を積極的に訴える時期が「いる」と、本格的に納税者番号導入を目指すことを示唆。

さらに、住民基本台帳コードの用を禁じた「住民基本台帳法付則」を改正すれば、納税者番号に転用することが可能とも言明した。

もしそうならば、民間分野での用を禁止した改正住民基本台帳法の大変更とつながる。PIJはこの危険性強く訴えていかなければならない。

《徹底討論》

どう変わる、

新世紀の納税環境と税制 (1)

納税者が主役の社会を目指して

全員確定申告時代に向けての電子申告の課題

《主な項目》

- ・ 納税者番号導入の動きとプライバシー
- ・ 税務の電子化
- ・ 規制緩和と税理士業務
- ・ 電子申告導入と民間プロバイダーの参入
- ・ サラリーマンへの確定申告権の認知と税務援助制度改革
- ・ 地方分権と自治体の自主課税権の主張

《討論参加者》

- 石村耕治 (PIJ代表 朝日大学教授)
- 平野信吾 (同運営委員・税理士)
- 我妻憲利 (同事務局長・税理士)
- (司会)
- 辻村祥造 (PIJ副代表・税理士)

〈はじめに〉

PIJ (プライバシー・インターナショナル・ジャパン) は、プライバシーを尊重し、「国民・納税者が主役」のアメニティある社会の構築を目指す、との運動方針のもとに活動を進めている。

つい先頃、「電子納税申告制度」の検討が、国税庁主導のもとで始まったが、いま新世紀の納税環境、納税者の権利をめぐる問題は山積している。ざっと項目をあげるだけでも、「納税者番号導入の動きとプライバシー」、「税務の電子化」、「規制緩和と税理士業務」、「電子申告導入と民間プロバイダーの参入」、「サラリーマンへの確定申告権の認知と税務援助

制度改革」、「地方分権と自治体の自主課税権の主張」などなど。このように税制・税務をめぐる環境が大きく変わろうとしている今、いったいなにが検討されるべきか、どのような問題点があるのか、それを探る討論会を開催した。以下に、その模様を報告する。

『どう変わる、

新世紀の納税環境と税制(1)』

全員確定申告時代に

向けての電子申告の課題

〔司会・辻村〕わが国の納税環境が大きく変わろうとしています。どのよ

うな課題があるのかについては、見出しでお分かりになるかと思えます。本日は、「どう変わる、新世紀の納税環境と税制」と題して、PIJのスタッフによる徹底討論をしていただきたいと思います。

サラリーマンⅡ年末調整

の時代ではなくなつた

〔司会〕規制緩和の嵐が吹きまくっています。一方で、税務の電子化も急です。税務の専門家はもちろんのこと、一般の納税者も、時代の節目にいるといえます。とくに、わが国の大半のサラリーマンは、源泉徴収と年末調整で課税は完了し、「確定申告手続き」の蚊帳の外にあるわけですが、これを変えようという動きがで

てきています。これは、注目すべき状況ではないかと思えます。

何から何まで役所や会社をやっくれる体制は、徐々にですが、崩つつあるといえます。この点について、石村代表の方から一言お願いします。

〔石村〕やはり、少し意識の高いサラリーマンの方なら、年末調整のときに、配偶者(特別)控除をすることなどでなぜ勤め先に妻(夫)の1ト収入を知らせなければいけないのか、疑問に思う人も少なくないではないか、と思います。

これまで、絵会社集団主義芥中で、絵ノ一といえない日本人芥徹してきた人も多かったかと思います。しかし、本当に、自分の配偶

どう変わる、新世紀の納税環境と税制 (1)

どう変わる、新世紀の納税環境と税制 (1)

の収入を知らない、あるいは聞けない人もいるわけです。やはり、プライバシーを尊重する社会では、守秘義務もない勤め先に、配偶者の収入など、金融プライバシーを暴露するように求める税の実務は野蛮だ、といわざるを得ないのではないのでしょうか。

一般の国民・納税者は、プライバシーが尊重されるアメニティのある社会を求めています。いかに税務の効率を優先したとしても、もう、こうした実務は許容されない社会になってきたといえます。こうした問題は、はつきりと年末調整を本人の自由選択とし、サラリーマンに対しても広く確定申告権を認めれば解決できます。

「我妻」本当は、連合など労働組合が、こうした地味ですが、働く者の権利を守る運動をしっかりとやるべきなのではないでしょうか。今の連合は、リストラされる生活者を真剣に守ろうとしていないし、政治運動しか興味がないようにも見えます。当然、組合離れも進むわけですね。

一昨年でしたか、東京税理士会主催で、「サラリーマン税制」に関するシンポジウムがありました。その折、石村代表と鷲尾連合会長とのやりとりを見聞きして、特定支出控除

の拡大などを含めサラリーマン税制改革に対する連合の姿勢は、いまいちだな、と感じました。

「全員申告時代」のインフラは

「司会」ともかく、年末調整を受けるサラリーマンはおよそ四千二百万人います。年末調整を自由選択に変えた場合、少なくとも見積もっても一千万〜千五百万人が新たに確定申告をすることになるのではないのでしょうか。

これだけの納税者が、新たに税務署に確定申告に押し寄せるとしたらどうなるのでしょうか。また、どんな課題がでてくるのでしょうか。

「平野」申告書を自分で書けない人のための税務援助制度の改革、申告の効率化、とりわけ「電子申告」の導入が問題になってくると思います。しかし、一方で、これらのことは、税理士法で絵無償独占芥とされ、税理士以外に何人もできないことになっています。とりわけ「税務書類の作成」(税理士法二条一項二号)との抵触が問題になってくるのではないかと、思います。

「司会」つまり、電子申告の面に関してみると、税理士でない者(無資格者)は、無償つまり絵ただ芥であっても、他人の申告書を作成したり、ソフトを使って電子申告ファイルを

作成、税務署に電子送達したりすることは、現行法を厳格に解釈すると、税理士法に触れることになるわけですね。

「我妻」税理士の職域を死守するということ、税理士会には、電子申告は税理士会が独占的にやるべきだ、アメリカやカナダなどのように、プロバイダー業務などに、民間が参入することは絶対に認めない、という声も強いようです。

また、税務援助についても、今の倍の日程で税理士が絵奉仕すれば、大丈夫だという声まであがっています。

「税理士・課税庁が主役」の電子申告制度でいいのか

「司会」税理士会がすごく勇ましいのはいいのだけれども、これだけ規制緩和が声高に叫ばれている昨今、もう少し納税者が納得できるアイデアはないのでしょうか。

聞くところによりますと、日税連は、電子申告については、インターネットのみを使い、民間参入につながりかねないプロバイダー的な業務は存在しないようにし、税理士会独自のシステムとして構築したい、との意向だそうです。つまり、専用回線を使う「電子申告 (Electronic

Filing)」ではなく、いわゆる「電申告 (Internet Filing)」のみで、納者自身による本人電脳申告か、税士による代理人電脳申告だけのシステムを考えているようです。

しかし、アメリカやカナダなど多くの先進諸国では、インターネットを使った「電脳申告」はいまだ行の段階にあります。これは、データ・セキュリティの問題がネックなっているためです。

いくら嚴重なセキュリティ対策をしても、ハッカーが国防省のメイン・コンピュータにすら侵入してくる状況のアメリカでは、とくにインターネットを使う「電脳申告」の導入には慎重を期しているようです。

「平野」わが国でも、最近の一連の庁コンピュータへの不正アクセス事件に学ばなければなりません。

「電話回線など専用回線を使った電子申告は古い。インターネットを使った電脳申告の時代だ。アメリカ仕組は旧式だから、電脳申告にれないのだ」との意見が、税理士ではまことしやかに主張されています。こうした間違った「技至上信仰」が、あるいは東海村で臨界事故につながったのではないのでしょうか。

やはり、データ・セキュリティ

問題を考えると、専用回線を使わざるを得ないように思います。

「石村」いずれにしろ、たとえ「電腦申告」が現実のものになったとしても、コンピュータ（ハード）は無論のこと、申告ソフトを買ってまでも電子納税申告をする人は多くないはずだ。

本人確認（認証）など、面倒な手続きも考えると、ネット通信が得意な納税者であっても、年一回の確定申告の電子送達は、専門のプロバイダーがいれば、その人に任せたい、と思うはずだ。

また、そもそもコンピュータなどにまつたく興味のない人もいます。こうした納税者に対しても、歩いて一〇分程度のところで電子申告ができるように、制度を作り上げる必要があるわけだ。こうした人たちは、従来どおり文書（ペーパー）で申告すればいい、ということでは、何の解決にもならないわけだ。

「石村」どんな納税者も広く活用できるように電子申告制度の確立が求められると思います。つまり、真に必要なのは、絵税理士や課税庁のための電子申告制度ではなく、絵国民・納税者のための電子申告制度ではないか、と

サラリーマンにも広く確定申告権

を認めるとすれば、税理士会は、いかに「国民・納税者が主役」の電子申告制度を作るかに全力投球すべきだ、と思います。何か、今の税理士会の方向性には問題があるように思っています。

税理士の「無償独占」と電子申告

「平野」私は、規制緩和という時代の流れを受け入れつつ、税理士の社会的な役割を考えるならば、税理士業務を、現行の絵無償独占を改め、絵有償独占にすべく、税理士法を改正すべきではないか、と考えています。

そうすれば、電子申告ファイルを作成し、課税庁に電子送達したい人や業者は、絵無償で済ませることができるようになります。しかし、無資格者は、有償、つまりカネを取って電子申告ができないわけだから、いわゆる絵ボランティアで電子申告の援助をしたい人や団体は、大いにやれたい、と思います。

「司会」私も、税理士が、本来は無資格者でもできる、税理士法上は付随業務とされる「会計業務」に余りにもウエイトを置いて、メシを食っていることに問題がありはしないか、と感じています。やはり、判断業務を中心に勝負すべきではないか、と思いま

す。もちろん、「会計業務」においても、判断が伴うこともあります。

いずれにしろ、税理士法を改正し絵有償独占化するのも、大量の申告者の増大に対処するためには、一考に値する考えだといえます。

もちろん、税務援助制度改革のところでも後で検討を願えると思いますが、絵有償独占にした場合の、この業務への金融機関、保険会社などの関与、他のサービス名目での実質的な絵費用回収の可能性などの問題は、慎重に考えるように求められていると思います。

ともかく、電子申告の導入に関して忘れてはならないことは、本人電子申告を望む人のうち、納税者本人が申告のためのハードやソフトを持っていない数多くの一般納税者のための仕組みを、どう検討していくか、ということですね。

公的機関としての郵便局の活用

安易な民間活用策は問題

「石村」こうした納税者のためには、オーストラリアの制度を参考に、全国で二万四千七百局余りある郵便局を、電子申告の窓口として活用できるようにするのも一案です。

公共機関としての郵便局に、プロ

バイダー業務などを任せ、本人電子申告をしたい納税者の利便をはかり併せて郵便法九条により課された秘義務により、納税者のプライバシーを保護することもできます。

「平野」石村代表の提案に賛成で、税務申告は、国家や自治体のフット口に入る租税の賦課徴収と密接な係がありますし、同時に、申告内は、納税者の金融プライバシーそのものです。

公共性とプライバシーの保護と考えるのならば、私は、電子申告に関する業務を安易に民間の業者にねることについては、たとえ無償あつたとしても、全面的に賛成しねます。また、国税と地方税の申の一元的な電子化などの課題も、便局を使えば、かなり容易に解決できるのではないか、と思います。理士会などの論議の中では、地方の電子申告の視点が欠けています。

郵便局を活用することはまた、極的には税理士の業務を守ることつながるとも思います。逆に、日連のような考えを押し通すと、暫的な対応にはなっていない、いずは税理士会だけでは対応ができないのは目に見えています。

全員確定申告が原則どころか、子申告が原則で、文書申告が例外

どう変わる、新世紀の納税環境と税制（1）

いう時代の到来もそう遠くはないでしょう。昨今の規制緩和の動きなども勘案すれば、日税連のプランでは、しまいに、アメリカのH&Rブロック社のような、巨大な記帳代行・電子申告代行業者の餌食になってしまふことが危惧されるわけです。

「我妻」たしかに、電子申告に民間業者の参入を無原則に許しますと、申告情報のバック・アップなどの手続きを通して、民間に膨大な納税者情報が蓄積され、それが、場合によっては、垂れ流しされる怖れがでてきますね。プライバシー保護の面では、郵便局のような信頼の置ける機関を使うのが好ましいと思います。

「郵便局で電子申告」のメリット

「司会」日税連には、まさに、パッチワーク的な対応ではなく、もつと全体を見据えた絵哲学芥が求められているように思います。

ところで、手元に、二〇〇〇年の二月四日に郵政省が出した「税の電子申告制度の導入に関する郵政省の基本的なスタンス」（以下、「郵政省のスタンス」という文書があります。この文書について石村代表から説明いただければ、と思います。

「石村」そうですね。まず、この経緯からお話します。わたしは電子申

告についての諸外国の制度を調べました。その結果、郵便局を活用しているオーストラリアの制度に非常に興味を覚えました。また、東京、名古屋などの税理士会やその支部での、講演の際に、オーストラリア方式に対する感觸の良さを体験したわけです。

一方、国税庁の国税審議官主催の「申告手続きの電子化等に関する研究会」（座長・水野忠恒一ツ橋大学教授）が、昨年六月から開かれ、役所ベースでの検討が続けられてきています。役所が総政府立法（役所立法）芥を目指す場合はいつも、こうした研究会とか、審議会とかを立ち上げ、拙速に役人ベースで法案の基礎を作ってしまうわけです。また、この制度のウラに何らかの利権のおいをかぎつけたのかもしれない。

電子帳簿保存法の制定の例でも、国税庁・大蔵省は、ほとんど税理士会とかの意見を聴取することなく、こうした役人主導の研究会を立ち上げ、立法化してしまいました。この研究会のスタンスは、帳簿書類の電子保存に関する法制度の確立は、いわば絵課税庁芥だけの問題、といった感じのものでした。

憲法には「国会は、（中略）唯一の立法機関である」（四十一条）と定められています。とはいっても、現実

には、ほとんどの法律が、国会議員が作る「議員立法」ではなく、行政機関が作る「役人立法」であるわけです。

「平野」この国は、いわば絵役所社会主義国家芥だから、仕方がないとあきらめるのも、もちろん一つの考えです。絵お役人様芥がどう考えているかを、懸命に汲み取って、それに忠実に従う。どこかの税理士会のこととを言っているわけではないので（笑）。

国税庁独走の牽制になるか？

「石村」しかし、私は、各界から多様な意見を吸い上げないまま拙速に法案作りをする、国税庁・大蔵省のやり方には問題が多い、と思います。「電子申告」制度作りにあたっては、ベストなもの確立に向けて、各界から広く意見を求め、大いに議論を戦わすべきだ、と思います。

国税庁や大蔵省は、自分らの絵権限芥を守るため、国税の電子申告の仕組みに、郵政省が参入してくるとすれば、当然、警戒感を示すでしょう。しかし、それぞれの省庁が絵わが道をゆく芥といった考えが、血税の無駄使いにつながったり、整合性のない社会基盤の構築を許す結果にもなっているわけです。

「平野」それから、忘れてはならぬことは、申告の際の、添付書類な法定資料の提出、いわゆる「情報報告」面での電子化も大きな課題だということですね。この場合、資料については、郵送によらざるを得ないともあるわけです。つまり、郵便を使うことになるわけです。とすれば、電子「納税申告」が郵便局でできるようになっていることは、整性に富んでいる、と見ていいのではないのでしょうか。

「司会」ともかく、郵便局を電子申に参加させるには、縦割り行政を度化する、いわゆる「省庁設置法の絵壁芥を越える必要があるわけですね。

「石村」まさに、そのとおりです。メリカなどでは、国税と地方税（税）との合同電子申告プログラム広め、納税者本位の制度作りを努めています。オーストラリアでは郵便局を活用して納税者の便宜をうています。しかし、わが国ではうでしようか。

「我妻」国税庁と税理士会だけが、ちらも縦割り行政に固執した電子申告制度作りに一所懸命で、しかもその過程で、国民・納税者の顔がたく見えてこない感じもしますわ「石村」それでも、国民・納税者に

愛される税理士会ですか？

いや給役所にだけ愛される税理士会芥では？、との冗談の一つも言いなくなりませう。

「郵政省の基本的スタンス」とは

「司会」冗談はさておいて、石村代表、郵政省の文書の経緯の続きを。

「石村」少し脱線してしまいました、申し訳ありません。いずれにしろ、役所の縦割りの絵壁芥を越えるには、役所以外の力を借りるよりないわけです。

つまり、簡単にいえば、絵政治の力芥を利用するしかないわけです。

で、PIJの相談役をしております河村たかし衆議院議員に相談したわけです。河村代議士には、昨年十一月、名古屋で開催されている「租税手続法研究会」第六例会において、電子申告の問題点について学習していただきました。そして、政治主導で、何とか「国民・納税者が主役」の電子申告制度ができないか、検討をお願いしたわけです。

新年の一月末に、河村代議士の力添えで、東京・永田町の議員会館で、郵政省の大臣官房のスタッフと会いまして、郵便局を活用した電子申告の仕組みの可能性について、お話ししたわけですね。その結果、二月四日付

けで、電子申告についての郵政省の考え方として出されたのが、辻村副代表がいった「郵政省のスタンス」という文書なわけですね。内容は次のとおりです（なお、文中の傍線は原文ではアンダーラインです）。

郵政省

税の電子申告制度の導入に関する

郵政省の基本的なスタンス

平成十二年二月四日

1 郵政省では、国民にとり最も身近な国の窓口機関である郵便局で様々な行政サービスの利用が可能となる「郵便局におけるワンストップ行政サービス」の実現を積極的に推進しているところ。

2 これを実現するためには、情報通信技術を活用して行政サービスを提供する電子政府の実現

様々な行政サービスを所管する各行政機関との業務委託等の連携・協力の実現が不可欠であるとともに、独立採算の事業体としての採算性の確保や郵便局が各行政サービスを提供することに対する国民各層の理解が必要と考えている。

3 税の電子申告制度の導入については、「電子政府の実現」のためのミニニウムプロジェクトの一つとして

位置付けられており（平成十一年十二月十九日内閣総理大臣決定）、二〇〇三年度を目標とするシステムの実用化に向けて国税当局で研究会が開催されているところ。

4 郵政省としては、政府の一員として国税当局における取組みが目標どおり順調に進むよう注視していくとともに、電子申告制度が実現する中で「郵便局におけるワンストップ行政サービス」の一環として、下記の事項等を考慮しつつ、検討してまいりたい。そのためには国税当局との円滑な意思疎通が可能となる環境の実現が不可欠の前提になるものと考えている。

独立採算の事業体としての

協力可能範囲

- ・ 郵政省と国税当局との責任分担の在り方
 - ・ 利用者から徴収できる手数料又は国税当局からの委託料
 - ・ 郵政省が負担する設備投資・運営コスト等
 - ・ 郵便局での税の電子申告に対する国民各層の理解
 - ・ 税理士等利害関係者の意向
 - ・ プライバシー保護等に関する利用者の受け止め等
- 5 なお、情報通信行政を行う立場からは、税の電子申告を含む電子政府

の構築については、セキュリティ確保やプライバシー保護を制度的・術的に実現しつつ、国民生活の利の向上を図るため広く国民に開かれた情報通信基盤を構築していくべきであると考えている。したがって、便局のみに電子申告業務を行わせるとは困難ではないかと考えている。

郵政省の本音は何か

「司会」この「郵政省のスタンス」という文書の内容は、奥深いというか素人には分かりにくい気がしまいかみ砕いて、絵翻訳芥してください。助かるのですが。

「石村」簡単にいえば、郵政省のスタンスは、「郵便局におけるワンストップ行政サービス」のプランを立ち上げていることもあり、電子申告もニューの一つに加えたい。しかし、省庁の縦割りの絵壁芥があるからうかつなことはいえない、ということでしょう。

「我妻」「国税当局との円滑な意思通が可能となる環境の実現が不可の前提」という意味は？

「石村」これは、ですから、縦割り絵壁芥を越える環境整備のために絵政治的な力芥でやって欲しいということでしょう。この環境が整えば

どう変わる、新世紀の納税環境と税制（1）

どう変わる、新世紀の納税環境と税制 (1)

国税の電子申告を郵便局のワンストップ行政サービスのメニューに加える検討は進め易い、というわけです。「我妻」なるほど。では、もう一つ、「郵便局のみに税の電子申告業務を行わせることは困難ではないかと考えている」とは、どう読むのですか。

「石村」我妻委員は最近、誰の影響か分からないのですが、やたらと絵行政が何を考えているか芥といった「行政を読む」ことについているような気がします（笑い）。

冗談はさておいて、郵政省のスタンスは、税理士会、税務署、他の省庁、さらには民間機関などのことを考えてやるべきだ、との意向を示したものでしょう。つまり、民営化論も含め、近年、郵便局に対する風当たりは決して弱くないわけです。そこで、一つは、郵便局がオーバープレzens（目立ち過ぎ）にならないようにするための自己コントロールと見てよいでしょう。それから、文書の中でも強調していますが、おいしいところは税理士会などが取ってしまうことにもなると、郵政省が音頭を取って設備投資をしても、採算性が取れるかどうか不透明な現状では、郵便局のみが負担をかぶるのをご免こうむりたい、ということでしょう。

「平野」郵便局の生残りを考えれば、郵政省がワンストップ行政サービスのメニューに電子申告を加えたいのは当然でしょう。

「石村」もちろんです。ついですのでも、もう少し。郵政省の幹部スタッフとの協議の際に、「電子申告への民間参加が必要との声がでてきたら、いずれは郵便局も民営化されるとすれば結果は同じになるといえばどうですか」と問いかけたのですが、「先生、冗談はほどほどに」と軽いなされてしまいました。まあ、郵政省のワンストップ行政サービスのプランは、郵便局の現在の絵公的事業者（公的機関）芥としての性格を温存することを基本に練られている、と見ていいでしょう。

評価できる

名古屋税理士会のスタンス

「司会」石村代表のご説明で、この「郵政省のスタンス」という文書の内容がよく分かりました。

ところで、郵政省は、もし本人電子申告を望む納税者向けに郵便局を開放するためには、郵便局を参加させた電子申告制度作りを政治主導で進める必要があることを示唆しているとのことでしたが、では、具体的

に、どう進めたらいいわけですか。「平野」はつきりいつておきますが、電子申告制度は、日税連の認識はどうであれ、税理士だけのものではありませぬ。国民・納税者一般に広く関係するものです。言い換えると、絵日税連と国税庁・大蔵省軍団芥だけに任せられない性格の課題といえます。

例えば、名古屋税理士会の情報基盤整備特別委員会（酒井忠造委員長）は、昨年十月に、「税理士会主導の電子申告制度尾のあり方について（中間報告）」を公表しています。その中で、オーストラリアの仕組みになり、郵便局を広く活用できる、国民・納税者に広く開かれた電子申告制度の導入を提言しています。

これは、税理士会の中にも多様な考え方があることを示した例といえます。すべての税理士会が日税連の狭い考え方に固執しているわけではないことが分かります。

「平野」日税連が、「すべての納税者がインターネットに慣れているのがインターネットに慣れているのは当たり前、電脳申告ができない納税者は、あたかも無能である」かのように受け取れる電子（電脳）申告の仕組みを推し進めるのは、どうかと思えます。公的な団体は、いかに自分らの権益を守るためとはいえ、差

別的な仕組みを推奨してはならないと思います。見方をかえると、日税に絵すべてお任せ芥に近い各単位理士会の姿勢も問われているのではないかと、思います。

ともかく、求められているの「税理士・課税庁が主役」の制度ではなく、「国民・納税者が主役」の制

「石村」私も同じ意見です。その意で、税理士の権益も守りながら、般納税者の顔の見える仕組みを作ろうと努力している名古屋税理士会中間報告は、高く評価できるのでないでしょうか。

先に触れましたように、郵政省のコンタクトを引き受けていたた河村たかし代議士には、昨年十月に名古屋で開催された租税手続研究会第六例会で、問題点のレピーを聞いてもらいました。この例には、特別に、名古屋税理士会情報基盤整備特別委員会で「税理士会導の電子申告制度のあり方について（中間報告）」の起草に携わりました佐々木辰雄税理士にもおいでいただき、ご報告を願ったわけです。

河村代議士は、この報告を聞いて「郵便局を大いに活用して、国民・税者が主役の電子申告制度を実現せたい」との意向を明らかにした

けです。これまでの経緯は、こういつたところでは。

役人任せにはできない!!

どう進める政治主導の制度作り

「司会」本格的に、郵便局が参入する「国民・納税者が主役」の電子申告制度を作るとなると、具体的にどういった対応が必要になりますか。

「我妻」ちょっと口をはさむようですが、いろいろお聞きしていますと、こうした制度作りにおいては、職業団体であります税理士会だけでは対応ができないような気がします。東京税理士会なども、一所懸命にやっていると、縦割り行政の中でしか動けなくって、頼りない感じがするのかも知れません。

しかし、多くの税理士は、役所が制度や法律を作っている現状に何の不思議も感じていない、というのも否定できない現実であるわけです。悲しいかな、戦後ずつと続いた「役所主導の計画経済」の中で、私も含めて、それでも自分からは自由を謳歌していると思っっているわけです。

いずれにしても、国税庁はある程度例の研究会をしゅくしゅくとやって自分らなりの結論を出すわけですね。

そこまでくると、既存の税理士会などは、何もものをいわなくなり、役所の意のままいくわけですね。つまり、制度担当の大蔵省主税局の第三課が、研究会の報告書などを参考に、法案を練り上げる。そして、内閣が政府提案の法案（役人立法）として国会に出して、衆参の担当の委員会が審議して、本会議でしゃんしゃんやれば出来る。

「石村」ですから、「国民・納税者が主役」の電子申告制度など、このままでは絶対にできないわけです。

議員の多くも、「国会が唯一の立法機関」である、自分らはその責任者であるといった自覚がないわけです。役人が法律を作ることほとんど抵抗感がないわけです。

各議員のところに陳情書を持って歩いたところで、すぐにごみ箱に捨てることはないにしろ、ほとんどは棚ざらしの運命にあるといっているでしょう。我妻さんや平野さん、昔は、陳情書を片手に議員会館の中を駆けずり回ったのではないですか。

「平野」こうした陳情だけではダメで、政府（役人）提案立法に対抗するには、テーマによっては議員立法を働きかけることが大切なのですね。どう政治を使うのかは、PIJ活動を通じて、よく学びました。感謝し

ています。

石村代表が、河村議員のような「議員の最たる仕事の一つは、法律を作ることにある」といった人物をPIJの相談役に据えるときに、はじめは少し違和感を覚えたのは事実です。ともかく、私の頭の中には、保守系の政治家では我々の主張については頼りにならないのでは、といった先入観があつたものですから。しかし、今は、いわゆる絵民主的な議員が相談しても、「法律を作る」という面では余り思わしい成果は期待薄、ということがよく分かります。

「我妻」私も同じです。PIJはもちろんのこと、自称絵新保守派の河村議員にも大いに学ばせてもらっています。

たとえば、税理士会や傘下の政治連盟が、絵赤字法人課税（外形標準課税）導入反対で、陳情やら運動を続けてきました。ところが、東京都の石原知事のように、うまく世論を味方につけて、政治主導で導入を決めれば、すべてひっくり返ってしまうわけです。結局、自治省の役人だけが高笑いではないですか。中小企業の味方とか言っていた政党も賛成に回る始末です。「増税」にみんなでエールを送り、後で泣くのは、実は自分たち国民・納税者です。この

ような政治主導の絵民の効果芥にいても学ぶ必要があるとともに、これまでのロビイング（政治的な働きかけ）の方法が根本から問われているのではないかと思います。

どう政治を使うのか、また、大国民・一般納税者をのけ者にしては勝てないあるいは支持がえられないということでしょう。電子申告の度作りについても、同じことが言えるかも知れませんね。

「議員立法」か、政治主導で

「役人立法」への参入か

「司会」いずれにしても、電子申告制に関し、国税庁・大蔵省による「人（政府）立法」に対抗するには政治主導で引張って、「議員立法」の道を行くのが効果的な手立て、ということになりそうですが。

「石村」いや、「議員立法」がよいか、あるいは「役人立法」にあた郵便局などを含めて参入の幅を広げる形で電子申告の制度構築を行ううに政治を動かした方がいいのか道は二つあると思います。

ただ、一つ覚えておいて欲しいとがあります。それは、議員立法にするにしても、野党だけでやって自己満足で終わりがかねない、ということです。議員立法は、政府立法

対抗するために出されることが多いのも事実です。こうした事情から、議員立法は、とかく絵野党の武器芥のように見られがちです。しかし、現実には、純粹に野党だけで出した議員立法で成立したものはほとんどないということなのです。

〔司会〕この現実には重く受け留める必要がありますね。

やみくもな議員立法では
マイナスの場合もある

〔石村〕現在、租税手続の適正化をめざし、民主勢力が結束して議員立法を指す、といった動きがありません。しかし、よほど慎重に戦略を練らないと、実現の可能性が低いわけです。「ダメもとで、トライしたという証拠が残れば満足だ」という考えもありません。しかし、失敗すると、逆に、反動的な政府立法の呼び水にもなりかねないわけです。素人の素朴なやり方は、結果的に多くの国民に迷惑を及ぼしかねません。よく考えてロビイング（政治的な働きかけ）をして欲しいところです。

〔司会〕私も、PIJの活動を通じて、いくつかの議員立法の現実をまざまざと見てきました。素人の幼稚な考えでは、したたかな官僚を相手に戦いにならない、と実感しました。民

どう変わる、新世紀の納税環境と税制（1）

主勢力の結束を維持するためとか、そんな理由で議員立法を急いでではない、と思います。

〔石村〕辻村副代表のいわれることはもっともです。しかし、もっと大切なことは、与党を巻き込まないと、議員立法は成立の可能性はないということなのです。この点は、成立のための絵鉄則芥と考えてよいでしょう。また、この鉄則を貫くためには、場合によっては絵実をとって、名を捨てることもいとわない芥といった、絵いさぎのよさ芥も求められるでしょう。

役人も無視できない与党議員を
巻き込む必要がある

〔司会〕「国民・納税者が主役」の電子申告制度の確立を目指し、与党を巻き込むためには、どういった対応が必要になるのでしょうか。

〔石村〕この政策課題については、本当に議員立法によるのがベストなのは、まだ結論がでていません。むしろ、先に触れたように、政府立法にあたり、郵便局を含めた仕組みを構築するように、大蔵省への働きかけを郵政省自身あるいは郵政をサポートする議員に依頼する方が得策なのかも知れません。すべては、政治的な読み、状況判断によりますね。

〔司会〕いずれにしろ、政治の力が必要ですね。

〔石村〕この点については、河村代議士に、民主党はもちろんのこと、自民党の郵政に強い議員にも働きかけてもらい、超党派の「電子申告勉強会」ないしは「電子申告促進議連」のようなブレッツァー・グループを立ち上げてもらおうと思っています。早晩、総選挙という状況ですから、時期的に先を読むのは極めて難しいところもあります。

また、郵政サポート派の議員の動きがはつきりとでてくれば、国税庁の研究会の方も総選挙前後に最終報告書をだし、早急に役人法案を用意し、政治の力を跳ねのけようとするかも知れません。時期が時期だけに、読みが難しいところです。まあ、総選挙の結果も関係してきますが。

電子納税申告協議会の創設

〔石村〕一方、政治主導で制度や法律作りを進めるには、議員団を支援する組織を立ち上げるのが常道です。一応、個人参加をベースとした「電子納税申告協議会」という名称の組織作りはすでに進んでいます（16ページの「趣意書」参照）。

少なくとも百人程度のサポーターを集めようと思います。「国民・納税

者が主役」の電子申告制度作りを指すわけですから、「税理士・課税が主役」の制度作りをねらっている税理士会などの方針にとらわれるとなく、積極的にロビイング（政治的な働きかけ）をしたいと考えています。もちろん、同調願える税理会には、積極的に協力して欲しいは当然です。

結果はどうであるか分かりませんが、しかし、「国民・納税者が主役」の会を確立する一環として、この間で一石を投じたい、と考えています。

電子申告制度の導入に関し、政提言型のNGO・NPOであるPJの基本的なスタンスは、こういったところです。

《次回は「全員確定申告時代に
けるの税務援助制度改革の課題」
予定》

電子納税申告協議会 創設趣意書

わが国においても、二〇〇三年からの電子納税申告システムの実施に向けて、検討が始められました。

国税庁において、国税審議官主催の「申告手続きの電子化等に関する研究会」が、本年（二〇〇〇年）の一月十二日まで、にすでに七回の研究会を重ねています。

わが国の納税申告に電子申告システムを取り入れることは、税務行政の事務に飛躍的な効率化をもたらす可能性が強いといえます。しかし、一方で、法律・制度としてとらえると、申告納税制度・税理士制度に与える影響は大きく、次のような諸点において十分な検討と議論が求められると見られます。

一・電子申告では、申告書の原本である電子データに、納税者および電子申告発信者が電子署名をして、課税庁に送信します。これは、まさに現行税理士法第二条に規定する「税務書類」の作成の領域です。このことから、納税者の依頼に基づいて電子申告書を作成する電子申告発信者は、税理士法二条により、税理士に限定されるべきです。また、税理士に限定することにより、税理士法第三十八条（税理士の守秘義務）で、納税者のプライバシーを保護することができません。

二・税理士が関与する電子申告に関し、電子送達者（プロバイダー）業務や認証業務にかかるシステム構築については、税理士会が会・税理士相互間のネットワークとして構築している税理士情報ネット

トワークシステム（TAINS）など、税理士会主導のシステムを活用すべきです。

三・本人電子申告をおこなうことを望む場合で、納税者本人が申告のためのカードやソフトを有していない数多くの一般納税者に関する仕組みを検討することは必要不可欠です。こうした納税者のためには、オーストラリアの制度をモデルにして、全国で二万四千七百局余りある郵便局を、電子申告の取扱窓口として活用できるようにするべきです。

公共機関としての郵便局に、プロバイダー業務などを任せ、活用すること、本人電子申告を望む納税者の利便の向上をはかり、同時に郵便法第九条により課せられた守秘義務により、納税者のプライバシーの保護をはかることができます。

四・わが国で電子申告のシステムが有効に活用され定着するためにも、次のような施策が採られるべきです。

(1)電子申告による申告の場合に、還付金の還付期間を相当短縮する。(2)電子申告による申告の場合に、現行の申告期限の延長をはかる。(3)電子申告にかかるハード機器やソフトの購入送達費用等に関して、租税上の支援措置を講じる。(4)添付書類等の簡素化をはかり、税理士による代替保存等を認める。

電子納税申告システムの導入に当たっては、少なくとも以上のような点が検討されなければなりません。

また税務申告は、国家財政収入である租税と直接かかわっており、公共性の高い業務です。それと同時に、申告内容は納税者の金融プライバシーそのもので

す。公共性と納税者のプライバシー保護等の観点から、電子申告にかかわる業務を、税理士以外の民間業者に安易に委ねるべきではありません。

電子申告納税システムの導入を検討するにつき、以上のような趣旨が実現されるよう、ここに電子納税申告協議会を創設し、各政党および行政機関等に働きかけるものです。

電子納税申告協議会規約

(名称) 第一条 この会は、「電子納税申告協議会」（以下「会」という）と称する。

(目的) 第二条 本会は、電子納税申告制度に関心のあるものが参加し、納税者本位で安全性の高い、使い易い電子納税申告制度の確立に向けて、研究、政策提言、働きかけを行うことを目的とする。

(事業) 第三条 本会で得られた研究成果、ならびに電子納税申告制度に関する情報交換および意見表明の場を持ちそこで得られた成果を、各界に働きかけ実現させていく。

(会員) 第四条 本会の会員たる資格を有するものは、本会の目的に賛同し、事業に参加協力する個人または団体とする。

(役員) 第五条 以下の役員をおく。各役員は総会で選出し、任期は本会の存続期間内とする。

会長一人 副会長二人 運営委員三人
以上 監事一人 事務局長一人

(会費) 第六条 会費は、必要に応じて寄付を募る形で徴収する。

(総会) 第七条 (1)総会はすべての会員が出席できる最高意思決定機関であり、そ

の規約、役員の選出、予算、決算の承認会の運営に関し重要であると参加者が認めた事項等について、審議し、議決を行う。通常総会は年一回の開催とする。

(2)総会は、十人以上の出席会員で成立し、決議事項は出席会員の過半数で成立するものとする。

(役員会) 第八条 役員会は、役員をもちて構成し、総会に付議すべき事項、総会で議決した事項の執行に関する事項、その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項について協議する。役員会はおおむね月一回開催するものとする。

(事務局) 第九条 事務局は、本会の運営に関する事務を行う。事務局所在地は本記のとおりとし、事務局長をおき、役員会の承認を得て所要のスタッフを置くことができるものとする。

〒二二〇 〇〇四

横浜市西区北幸二 九 一〇

横浜 H Sビル四 F シンワ会計社内

電話045-311-5162 fax045-311-5167

email s_kaikei@man.biglobe.ne.jp

(相談役) 第十条 役員会の決定により相談役をおくことができる。

(期限) 第十一条 本会の活動は創立総会の日から三年間とし、その後の継続については総会で決定する。

(規約変更) 第十二条 この規約の変更は役員会の提案に基づき総会の承認によるものとする。

(補則) 第十三条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、本規約の定める範囲内で、役員会の決定により別に定めるものとする。

住民票「コード」の 納税者番号への転用は違法

問われる政府税調・大蔵省の姿勢

PIJ代表・朝日大学教授 石村 耕治

はじめに 納税者番号とは何か

かねてから、不透明な取引やカネの動きをチェックし、課税もれなどを封じる一方で、「総合課税」を実現するために、「納税者番号制」を導入してはどうか、との議論が行われてきている。

納税者番号制導入の本格的な議論は、一九八八年十二月に、政府税調の納税者番号等検討小委員会（以下「納番小委員会」）が導入を進めるべきであるとする報告書を公表したことに始まる。それ以来、政府税調やその背後にいる大蔵省筋は納税者番号制導入に積極的に動いてきた。しかし、これまで正式な導入決定は見送られてきた。

その背景には、納番小委員会の報告書が、個人納税者用の番号としては、絵納税者番号芥の装丁（ネーミング）で、実際には、自治省など他の省庁が導入を目指していた「国民背番号」の転用を狙っていたことが

ある。そして、これら他の省庁の目指す「国民背番号」の仕組みが得意な用途が、これまで立たなかったことにある。

本来、納税者番号とは、課税目的（税務）にのみ使われる絵限定番号芥を指す。したがって、付番の対象は、「国民」ではなく、「納税者」に限定して行われる。現在、オーストラリアなどで採用するところである。わが国には、「納税者整理番号」が現在ある。したがって、本来の意味での納税者番号が必要であるというのなら、これを整備して使えば十分なわけである。

ところが、納番小委員会報告書では、こうした課税目的の限定タイプの本来の納税者番号では駄目だ、としたのである。そして、「納税者」ではなく、「国民」全員を対象に一人ひとりに背番号を付け、それを官民にわたる広範な目的に使う、いわゆる「共通番号・国民背番号」を絵納税者番号芥としても使うべきである、と

したのである。つまり、政府税調や大蔵省は、「国民背番号」を絵納税者番号芥という装丁で転用しようとしているわけである。

限定目的の「納税者番号」と多目的の「国民背番号」とは、本来、異なるものである。しかし、大蔵省や政府税調は、これらを意図的にミックスしようとしているようにも見える。私たち国民は、「納税者番号とは何か」について、もう一度、原点に立ちかえって点検してみる必要がある。

どう守る納税者のプライバシー

憲法は「納税の義務」（三十条、八十四条）を定めている。私たち納税者は、法律に従って税金を納めるのは当然の義務である。また、憲法を守るという人は誰しも、脱税を野放しにする社会を望んでいない。

しかし、同時に、私たち納税者は、課税庁が不必要に広範なプライバシー（個人情報）などの納税者情報を集めたり、保有できる制度の導入を望んでいない。課税庁が収集・保有できる納税者情報は、原則として、「課税に直接必要な情報」に限られるべきである。

近年、大蔵省は、預貯金の利子や株式譲渡益など「金融所得」の把握を狙いとした「納税者番号制（納番

制）」を導入する方針を打ち出している。金融大改革に対応し、税金逃を防ぐことが狙いであるという。つての絵総合課税の実現芥というトーンは、必ずしもはっきりしななってきた。

このように、金融所得に限定し納番制を導入しようというのであれば、多目的（汎用）で使われる「民背番号」を絵納税者番号芥に転用する必要はまずない。課税庁に私たち納税者の私生活を透かし見ことを可能にするような汎用の番号などは必要ないはずである。こうした転用は、濫用の危険性が危惧さる百害あって一利なしである。

憲法は、「納税の義務」を定めるとともに、十三条で「すべての国民は個人として尊重される」とし、個人のプライバシー権を保障している。

問われる「住民票コード」

従来から、大蔵省や政府税調が絵税者番号芥の候補としている番号二つある。一つは、社会保険庁「基礎年金番号」であり、九七年一から稼働済みのところである。にかかわらず、大蔵省や政府税調はこれを絵納税者番号芥に採用するきを見せていない。

もう一つの候補は、自治省の「

民票コード」である。自治省提案の住民票コードと住民基本台帳カード(国民IDカード)の導入を柱とした住民基本台帳法の一部改正法(「改正法」)は、九九年八月十二日に、可決成立した。自治省が取った方式は、いわゆる「出生番号方式」である。絵おぎや芥と生まれたときをベースに、すべての国民に漏れなく十一ケタ(注)の背番号コードをふり、様々な行政目的(多目的)に使おうというものである。二〇〇三年の本格実施に向けて、自治省は制度作りを開始している。(注)改正法成立時は十ケタだったが十一ケタ化は自治省の手による絵裏口再改正案。

しかし、自治省の「住民票コード」導入プランには、「国民総背番号制」そのものであるとして、かねてから各界より強い懸念が示されていた。改正法は、野党の強い反対にもかかわらず、法案の委員会採決を飛ばし、自公の数の力で、参議院本会議で強引に成立が図られた。この事実、改正法が持つ「国民のプライバシー監視」という問題の多い側面をはつきりと示している。当時、NHKをはじめとする世論調査では、法案に対する反対が五〇%を超えていた。

こうした改正法成立の状況などを検討し、最大野党である民主党は、九九

年十二月八日に「改正住民基本台帳法(背番号コードと国民IDカード)廃止法案」を国会に提出した。法案は今国会で継続して審議されることになった。民主党は、来るべき総選挙の最大争点の一つにし、国民の判断を仰ぎ、廃止に持ち込む構えである。

「住民票コード」は納税者番号には使えない、転用は違法

自治省の「住民票コード」導入法が成立した直後の昨年(九九年)十二月に、政府税調は、突如、「二〇〇〇年度の税制改正に関する答申」の中に、次のような見解を盛り込んだ。

その他 3 納税者番号制度

納税者番号制度については、当調査会において現在議論されている総合課税・分離課税等の課税方式のあり方や、利子・配当、株式等譲渡益をはじめとした金融課税全体の議論と関連した検討を続けていく必要がある。加えて、国際的な資金移動の活発化やマネー・ロンダリングへの取組みの進展にも留意が必要。また、納税者番号制度に関して従来より指摘されてきた経済取引への影響、民間及び行政のコストと効果、プライバシーの保護等の問題に加えて、タックス・コンプライアンス(税制への信頼と納税過程にお

ける法令遵守)という納税者の立場に着眼した観点からの検討も重要である。こうした観点から、資料情報制度等、納税環境の整備に関わる様々な制度のあり方と併せ、議論を深めていくことが必要です。

なお、「住民基本台帳法の一部を改正する法律」が本年(九九年)八月に成立し、住民票コードという番号を用いた住民基本台帳ネットワークシステムが今後三年以内に導入される運びとなりました。国民を広くカバーする一連の番号としては、現在基礎年金番号があります。新しく住民票コードも加わることとなります。こうした状況も踏まえ、必要とされる付番のあり方等について、引き続き、検討を進めていく必要があります。

今回、自治省が作った「住民票コード」は、民間部門で使うことは禁止されている。したがって、預貯金をはじめとした民間の各種取引には使えない番号コードである。言い換えると、官民にわたりひろく使われることになる「納税者番号」としては不向きな番号コードである。

政府税調やその背後にいた大蔵省は、四月七日に加藤政府税調会長が言明したように、住民票コードの転用を禁止している住民基本台帳法付則を改正すれば、いくらでも転用は

可能と考えている。

仮に「住民票コード」を絵納税番号芥に使うとなると、この番号コードは税務署など行政機関に示すだけでは済まされない。例えば絵金融所得芥を納税者番号の対象すると、番号コードは、銀行や証券会社などの民間機関に広く垂れ流されることになる。こうした機関が番号コード付きの顧客情報を、他目的や名簿業者などに「再提供」されるかもしれない。最近の一連の個人情報垂れ流し事件を見ると、むしろ「再提供」の可能性は高いとみて備えたい方がよいように思える。しかし、顧客である本人が「再提供」の事を追うのは至難のことである。

絵勤労所得芥についても同じこといえる。企業から給料ないしは原料の支払を受ける際に「住民票コード」を呈示しなければならぬ、しよつ。原稿料や講演料の支払をける場合、ときには支払者である手方の素性が定かでないこともある。当然、呈示した自分の番号コードの行く末が心配になる。

こうした心配をなくすためには、質的には「国民背番号」である「住民票コード」を納税者番号に絶対に使えないことである。事実、「住民票コード」は、官民が広く使うことになる

住民票コードの納税者番号への転用は違法

住民票コードの納税者番号への転用は違法

人用の納税者番号には転用できない仕組みとして国会を通っている。

したがって、今回、政府税調答申の「納税者番号制度」の項目に盛り込まれた、住民票コードが納税者番号にも使えるような記述および、先の加藤会長の発言は、立法院の意思を著しく軽視したものである。政府税調があたかも住基法の再改正を促すようなことをその答申に盛り込み、会長が「法改正すればいい」と発言することは許されてはならない。政府税調の姿勢が厳しく問われなければならない。また、立法院も、こうした審議会やその背後にいる行政の法律軽視の姿勢を厳しく戒めるべきである。毅然たる態度をとることが求められる。

いずれにしろ、住民票コードの納税者番号への転用は明らかに違法である。

インターネット時代を

見据えた論議の必要性

このところ、インターネットを使った各種の金融取引が極めて盛んになってきている。「金融取引」の把握に、絵納税者番号芥をしようということ、インターネット上に「住民票コード」を流通させることでもなれば、どうなってしまうのであろうか。グローバルな、まさに絵世界規模芥での

「住民票コード」付き顧客情報の垂れ流し問題が起りかねない。

インターネットの電脳空間では、意識して、かつ、こまめにパスワードを変えるのが常識である。こうした時代に、原則として一生にわたり使われることになる「住民票コード」のような「国民背番号」を絵納税者番号芥として使おうというアイデアは、一瞬にして情報が世界規模で流通する高度情報化社会を理解していない（危機意識のない）役人（あるいはそのお先棒をかつぐ知識人）の浅薄な思いつきにほかならない。

多目的利用を前提としたマスターキーのような共通番号の導入や利用は止めるべき時代に入っている。

番号化社会における

納税者番号制はどうあるべきか

私たちのまわりを見渡せば、運転免許証やパスポートからダイレクトメールの果てまで、整理番号ないしは識別番号がつけられているのが分かる。こうした現状をうまく言い表わして絵番号化社会芥という人もいる。まさに、高度情報化社会とは、絵番号化社会芥であるといつてよい。

絵番号化社会芥の今日、効率性を考えると、各人を通し番号を付けて情報管理することは、避けられないの

かもしれない。KSK（国税総合管理）システム、電子申告や電子帳簿保存制度の導入など、課税庁のハイテク化、ペーパーレス化は時代の流れともいえる。納税者番号の導入も、こうした流れの一端と見られないこともない。ただ、注意しなければならぬのは、高度情報化社会は絵番号化社会芥であっても、絶対に絵データ監視社会芥であってはならない、という点である。

データ監視社会化を防ぐための最も基本的なセーフガード（人権保障装置）は、「住民票コード」のような多目的利用（汎用）を前提とする「国民背番号」の仕組みを作ってはならない、ということである。また、「住民票コード」のような汎用の番号コードは、例え不本意に存在していたとしても、それを納税者番号に転用することを許してはならない、ということである。

いったん汎用の番号コードのような共通番号の拡大利用を許すと、縦横無尽にコード付きで個人情報流通する怖れが強く、濫用があつても、その統制は難しい。プライバシー保護のために後になってその利用を制限しようとしても、ほとんど不可能に近い。わが国のような、いまだ行政の透明度の低い国、プライバシー

を尊重しようという意識が十分でない国では、なおさらである。

したがって、たとえ何らかの番制度が必要であるとしても、それの行政目的に依じて限定番号をつた方が安全である。つまり、税用、運転免許用、パスポート用とつた具合にそれぞれ異なった通し号を使うわけである。

複数の限定番号が並存する形は確かに効率的でないかもしれない。しかし、この非効率性は、私たち国のプライバシーを守り、データ監視社会化を防ぐなど、セーフガード面で払うべき必要最小限度の絵コト芥と見るべきである。

いずれにしろ、「住民票コード」ベースに納税者番号制度を構築しようという構想は、一瞬にして情報世界規模で流通する高度情報化社会金融市場がポーターレス化した時にはなじまない。

こうした点を勘案すると、国民コンセンサスがあり、わが国で本の意味での納税者番号が必要であるとの結論に到つた場合、その仕組みは、次のような性格のものになるべきものと思われる。

個人や法人など、すべての納税者について、付番機関は課税庁

納税者の申請により番号の変更が

番号の取得・呈示は、絵任意芥が原則（未取得・不呈示については、高率の裏打ち源泉課税で対処、確定申告で調整）

番号の利用目的は税務に限定。番号情報の目的外利用は原則禁止

身元確認番号としての利用の禁止。番号カード発給の禁止。

民間による番号の自発的（自由な）利用の禁止

現在、オーストラリアで採用する「納税者番号（TFN=Tax File Number）」は、こうした性格をかな

り忠実に反映したものである。わが国の場合、具体的には、現在、課税

庁で使っている納税者整理番号を整備し、システム化したスリムな仕組みを作ることを頭に浮かべればよい。

わが国には

納税者番号制受入の環境はない

超低金利、慣れ親しんだ年末調整

や分離課税と、現状を見れば、納税者番号制は、それがいかにスリムな

ものであったとしても、導入する環境にないことは誰の目にも明らかで

ある。こうした状況の下で納番制を導入すれば、コンプライアンス（報

告義務）コストばかりがかさみ、金融市場に対するマイナスイメージになる

怖れは極めて濃厚である。

お隣の韓国のように、いったん実施した「金融実名制（金融納番制）」が市場に悪影響を及ぼし、制度を骨抜きにしてしまった例もある。

いずれにしろ、こうした悪環境を克服できたとしても、まだまだハドルはある。インフラ（納番制導入

基盤）整備の課題である。「個人情報

の自己コントロール権」の認知、納税者情報の「たらい回し防止法（デ

ータ照合規制法）」の制定、課税庁から独立した「プライバシー侵害の

けこみ救済機関（オンブズマン）」の設置など多岐にわたる。

昨年十一月に政府の「個人情報保護検討部会」の出した中間報告では、

こうした権利を法的に認知することや必要な法制を整備することに、

いずれも消極的な見解を打ち出している。ちなみに、アメリカの連邦プ

ライバシー法では、はっきりと「プライバシーの権利は、連邦憲法により

保護される基本権である」（2条（a）（4））とつたっている。また、デ

ータ照合規制法を制定することも先進諸国では常識になっている。

議院内閣制を採るカナダやオーストラリアなどでは、議会直属のプ

ライバシー・オンブズマン（プライバシー・コミッショナー）を置いてい

る。これは、行政を監視する役割を

同じ行政がやっているのでは給ひとつ穴のむじな芥と同じで、実効性が期待薄であることによる。いわば、警察官の非行を身内の監察官がとが

める仕組みでは「臭いものにはふたをする」になりがちで、透明性が確

保できないのと同じだ。総務庁などがいうような、「議会直属のオンブズ

マンは、議院内閣制を採るわが国にはなじまない」といった考え方は、

まさに役所の方便だ。

いずれにせよ、インフラ整備の課題を解決するには、「役人社会主義

」体制の解体、「国民・納税者が主役」の思想の確立が必要不可欠である。

新世紀の高度情報化社会において、主役は、役人や企業ではなく、あく

までも情報主体である国民・納税者である。こうした新世紀の社会に耐

えうるインフラの整備・確立が求められる。

わが国の現状を見る限りでは、納税者番号は、それがスリムな税務限

定型のものであったとしても、いまだ導入を受け入れるのに十分な環

境や基盤は整っていない、と判断せざるをえない。

国民・納税者のプライバシー保護の観点から納税者番号の導入には反

対である。

住民票コードの納税者番号への転用は違法

プライバシー・インターナショナル・ジャパン (PIJ)

東京都豊島区西池袋 3-25-15 IBビル10F 〒171-0021

Tel/Fax 03-3985-4590 編集・発行人 高橋正美

Published by

Privacy International Japan (PIJ)

IB Bldg. 10F, 3-25-15 Nishi-ikebukuro

Toshima-ku, Tokyo, 171-0021, Japan

President Koji ISHIMURA

Tel/Fax +81-3-3985-4590

2000.04.25発行 CNNニュースNo.22

編集及び発行人

入会のご案内

入会いただいた方には、季刊CNNニュースをお送りします（年4回刊）
年会費 正会員10,000円、賛助3,000円
（ともに年間購読料 3,000円含む）

NetWorkのつばやき

- ・各地の県警、自衛隊、この国の国民を守る機関が次々と“犯罪”を起こす。
- ・やはり、監視されるべきは国民ではなく、国民の税金を食い物にしている“役人”と一部政治家ではないか。
- ・彼らにこそICカードを持たせよう。（T）